

# 質 問 回 答 書

2020年12月22日

「タンザニア国企業金融アクセス改善に係る情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年11月25日/公示番号:20a00662)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.13 4. 調査実施の留意事項 (9) コロナ禍における本調査の進め方(注6)	左記項目の注6に関し、当該現地再委託の可否が契約交渉時まで確定しないため、当該費用は、別見積もりにて提案することでもいいでしょうか。	再委託の可否は契約交渉時まで確定しませんが、再委託不相当となる場合も特殊傭人等としての計上は可能ですので、必要経費をお見積りいただき、本見積りに計上をお願いします。 →本見積りは現地渡航が当初予定どおり可能である前提で必要となる現地再委託費用を含めて作成ください。現地渡航が困難である状況が継続する場合の提案については、別見積りでお願いします。
2	p.16 5. 調査の内容 (1) 企業金融における課題、ボトルネック分析、取組アプローチの検討 ④企業に対する金融アクセス状況	企業の金融ニーズ・金融アクセス状況の実態把握のために行う中小企業調査において、100社程度を対象とするとありますが、当該調査の実施にあたり、ローカルコンサルタントの活用について特に記載がございません。当該調査は業務従事者自身が行うとの想定でしょうか。一般業務費は9,000千円以内とのことですが、同予算内でローカルコンサルタントを雇用して100社の企業調査を実施することは困難なため、お聞きいたします。	中小企業調査の実施に際して、ローカルコンサルタントを活用した実施は可能ですので、必要経費を計上ください。 一般業務費については、パイロット調査費用9,000千円のみを定額対象とし、それ以外の制限はございません。パイロット調査費用以外の費目については定額対象ではありませんので、車輛借上げ、傭人、雑費等必要な項目につき、必要な金額を計上ください。
3	p.16 5. 調査の内容 (1) 企業金融における課題、ボトルネック分析、取組アプローチの	コロナによる渡航制限により、業務従事者の渡航可能範囲はダルエスサラームのみとなりますが、中小企業調査について、対象100社はダルエスサラームの企業のみを対象、それとも全国	現時点で調査対象地について JICA 側の想定はございません。調査対象地は本調査の趣旨等を踏まえ、検討の上、ご提案ください。なお、日本からの渡航者はダルエスサラームのみが渡航可能

	<p>検討</p> <p>④企業に対する金融アクセス状況</p>	<p>を対象とする想定でしょうか。全国対象の場合、調査の実施にローカルコンサルタントの雇用が必須となりますが、一般業務費の見積に特殊傭人費、同傭人用の旅費・交通費、日当・宿泊費を計上するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>範囲となりますが、現地人材であればダルエスサラーム以外でも渡航可能です。</p> <p>調査実施に際しては2. にも記載のとおりローカルコンサルタントの活用は可能です。特殊傭人、同傭人の旅費・交通費、日当・宿泊費等は一般業務費で計上してください。また、再委託が適当ということであれば再委託費としてご提案頂くことでも構いません。</p> <p>なお、一般業務費について、定額対象はパイロット調査費の 9,000 千円のみで、その他の費用については見積上の制限はございません。</p>
4	<p>p.19</p> <p>5. 調査の内容</p> <p>(5) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業等の民間連携事業形成に係る基礎情報の収集</p> <p>② 本邦企業の発掘</p>	<p>本邦企業および現地パートナー企業に関して、中小企業に限る、金融業者に限るなどの制限がありますか。</p>	<p>本邦企業及び現地パートナー企業に関する制限はございません。</p>
5	<p>p.19</p> <p>5. 調査の内容</p> <p>(5) 中小企業・SDGs ビジネス支援事業等の民間連携事業形成に係る基礎情報の収集</p> <p>② 本邦企業の発掘</p> <p>ウ) パイロット調査の具体化</p>	<p>左記項目で言及されている費用は、パイロット調査の具体化作業(現地と本邦のビジネスマッチングや会議の設定)でかかる費用でしょうか。それとも、パイロット調査の実施で発生する費用でしょうか。</p>	<p>パイロット調査の実施に際して必要な費用を指します。具体化に必要な経費があれば別途計上ください。</p>
6	<p>p.19</p> <p>6. 報告書等</p>	<p>ファイナルレポートは、PDF や CD-R の提出は不要ですか。</p>	<p>最終版は PDF 化でもご提出をお願いいたします。CD-R2 枚の提出が必要となりますので、「ウファイナルレポート」の部数は次のとおりとします。</p> <p>和文 3部(製本)、CD-R 2枚</p>

			英文 1部(製本)、CD-R 2枚
7	p.22 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2) 業務の実施方針等 1) 業務実施の基本方針	コロナ禍の影響で、現地渡航ができず、国内業務を事前に実施する場合において、追加費用の発生が見込まれる場合、当該費用は別見積もりとして計上することによっていいでしょうか。(当該費用の発生が、現時点で予見できないため。)	渡航できない場合を想定した国内業務を検討し、別見積りで計上いただくことは可能です。ただし、当該事情が発生しない場合は契約内容には含まれません。
8	同上	プロポーザルおよび見積書作成に関し、業務開始のタイミング(2021年2月下旬)から現地渡航をし、現地にて作業できるとの前提で記載すべきですか。(コロナ禍を想定した提案は、制限ページ数外で別途記載するため。) <p>例えば、応札金額を下げるために、コロナ禍の影響が長引くと想定して、第一回目の現地渡航の代わりに国内業務で実施することを提案し、航空券など旅費を計上しない提案が出てくると、同一条件下での競争とならないことを危惧しております。</p>	企画競争説明書 p.23 に「※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができます。」としており、渡航回数等を減らす、現地在住者が業務を行う等の提案は自由となっております。ただし、第1章8(2)の記載通り、価格評価点は、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなりますのでご留意ください。 <p>なお、タンザニアについては渡航再開国となりましたので、所定の手続きの上で、また、コンサルタントのご判断の上で、短期渡航が可能となっております。コンサルタント側にて調査実施方法の検討の上、ご提案を頂ければと思います。</p>
9	p.25 4. プレゼンテーションの実施および p.27 別紙 プロポーザル評価配点表	P.25 では、プレゼンテーションの実施はしないとの記載ありますが、P.27 では、業務主任者によるプレゼンテーションに6点が配点されており、どちらが正しいか、ご確認をお願い致します。	プレゼンテーションなしのため、配点を修正します。配布依頼書をご提出頂いた方へ企画競争説明書の差替版を送付致します。

10	p.25 5. 見積書作成にかかる留意事項 (3) 定額計上する経費	左記項目で、一般業務費として9,000千円、パイロット調査に関する経費として9,000千円が示されておりますが、パイロット調査に関する経費は、一般業務費の内数でしょうか。それとも、別々の費目で、計18,000千円計上するとの意味でしょうか。	パイロット調査は1件3,000千円、3件で9,000千円の定額計上をお願いします。当該費用には報酬・航空賃は含みません。 なお、一般業務費については、パイロット調査費用9,000千円のみを定額対象とし、それ以外の制限はございませんので、必要な費目について必要な金額の見積もりをお願いします。
11	P.19 パイロット調査については1件当たり3,000千円とし、3件分として9,000千円を定額計上すること。 5. 見積書作成にかかる留意事項(P.26) 5. (5)④パイロット調査に関する経費9,000千円	右経費はパイロットプロジェクト3件実施に係る現地支出を想定した間接費という理解で良いでしょうか(人件費は業務量目途36MM(現地19人月)の内数、旅費はP.26指定の単価で別途計上可能という理解で宜しいでしょうか)	パイロット調査経費(1件当たり3,000千円)には同調査実施に際して必要となる経費(人件費・旅費は含まず)となります。 人件費、旅費については業務量目途の範囲で計上、旅費はP.26指定の単価で計上ください。
12	P.25 2. プロポーザル作成上の条件 (2)外国籍人材の活用	本業務では、評価対象者は日本籍メンバーを中心とするものの、パイロット事業では外国籍人材の作業工数が大きくなることが予想されます。コロナ禍での特殊な状況下での調査であることを鑑み、右記載の目途(当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1)を超える外国籍人材の活用についても柔軟に提案を認めていただくことをご検討いただけますでしょうか	プロポーザルで理由を記載いただき、内容の妥当性が確認できれば認める予定です。
13	P.4 人件費単価 (コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式対応版))	本業務では、金融セクターで専門性の高い業務従事者が必要であることに加え、新型コロナウイルスで状況が変化するなかで、日本オフィスを中心に現地チームと緊密に連携したグローバルな実施・バックアップ体制が求められるため、基準額を超える直接人件費月額単価(特号超)が妥当であるという理由があればご承認いただけますでしょうか	プロポーザルで理由を記載いただき、内容の妥当性が確認できれば認める予定です。QCBSでは報酬も含めた価格競争となりますのでご参考まで。

14	P.27 プロポーザル評価配点表	各評価対象者の「その他学位、資格等」はどういった資格を想定していらっしゃいますか	各関連分野の資格を想定しています。各自のご判断で記載ください。
追加質問回答 12/16			
15	p.18 5. (5)①ウ) パイロット調査案の作成 および 5. (5)②ア) パイロット調査方針の策定	左記の二つの作業の違いについて、よく理解できず、同様の作業のように思えます。これら作業において、貴機構が意図する作業の違いをご説明下さい。	「5. (5)①ウ) パイロット調査案の作成」は、5. (5)①ア)イ)に基づき調査案を作成します。例えば調査テーマ・内容についてのロングリスト等も含まれます。「5. (5)②ア) パイロット調査方針の策定」は、「5. (5)①ウ) パイロット調査案の作成」で作成した案を用いて、パートナーとなる本邦企業と調査案を確定させます。例えば調査テーマ・内容については、ロングリストの中から実際に調査する対象となるテーマ・内容を決定します。その後、「5. (5)②ウ) パイロット調査の具体化」で更に詳しい事業計画等を作成します。
16	p.19 5. (5)④情報発信	本邦での情報発信の方法については、提案者に委ねられているのでしょうか。それとも、どこかの会場を借りてセミナーや発表会を実施することはマストでしょうか。	情報発信の方法は提案者に委ねます。
17	質問回答書 通番号 1 および 7	両質問は、コロナ禍の影響で、現地渡航ができず現地再委託など追加で見込まれる費用の見積への記載方法を質問したものであると理解致します。通番号 1 では、本見積に、通番号 7 では、別見積に計上と記載されており、矛盾が生じていると思うのですが、この点につき、ご確認をお願い致します。	大変失礼いたしました。 通番号1は、現地渡航が困難となった場合の代替案としての現地再委託についてのご質問でしたので、「別見積もり」となります。回答を修正しました。通番号7の回答は変更ありません。 なお、通番号2及び通番号3については、現地渡航の可否に関わらず提案団体が現地再委託を行うか否かを判断する性質のものとなるため、当初回答どおり本見積りでお願いします。
18	質問回答書 通番号 11	左記で、パイロット調査経費には旅費(および人件費)は含まずとのご回答ありました。これは、業務従事者の旅費を意味しており、パイロット調	業務従事者の旅費を意味しており、パイロット調査で提携する本邦企業および現地パートナー企業の旅費は、パイロット調査経費の対象になりま

		<p>査で提携する本邦企業および現地パートナー企業の旅費は、パイロット調査経費の対象となるでしょうか。</p>	<p>す。</p>
<p>追加質問回答 12/22</p>			
	<p>質問回答書 通番号 3</p>	<p>左記質問へのご回答で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、日本からの渡航者はダルエスサラームのみが渡航可能な旨、ご説明がありました。ついては、日本からの渡航者はダルエスサラーム以外への移動ができないとの前提で、プロポーザルおよび見積書を作成することが求められているのでしょうか。</li> <li>・日本からの渡航者もダルエスサラーム以外への移動ができることとなった場合に発生が見込まれる費用(日本からの渡航者の国内移動費など)については、当該規制が解除された時点で、貴機構と受注者の間で協議することになるのでしょうか。(言い換えれば、現時点で予見できないため、見積書上に含めなくとも良いでしょうか。)</li> </ul>	<p>日本からの渡航者はダルエスサラーム以外への移動ができないとの前提で、プロポーザルおよび見積書を作成ください。</p> <p>地方での活動を想定されている場合は現地人材(特殊傭人、再委託等)の活用をご検討ください。</p> <p>日本からの渡航者の地方渡航が再開となり、国内移動費等が追加で必要になる場合には必要に応じて契約変更も行いつつ対応を行いますので、当該経費の見積計上は不要です。</p>

以上